

# 曾於市地域包括支援センター 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業運営規程

## (目的)

第1条 社会福祉法人曾於市社会福祉協議会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防と、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、曾於市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行なう者等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 7 上記のほか、「曾於市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成27年曾於市条例第8号。以下「条例」という。）及び「曾於市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成29年4月1日告示。以下「市要綱」という。）に定める内容を遵守するものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 曾於市地域包括支援センター

- (2) 所在地 鹿児島県曾於市末吉町二之方 2342 番地 2  
(そお生きいき健康センター内)

### **(職員の職種、員数及び職務内容)**

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(常勤兼務)

管理者は、事業所の担当職員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

管理者は、事業所の担当職員に第 2 条第 5 項に定める内容を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 担当職員 1 名以上

担当職員は、介護支援専門員その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員とし、要支援者等からの相談に応じるほか、依頼による介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメントの作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のマネジメント業務に当たるものとする。

### **(営業日及び営業時間)**

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 事業所の休日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日  
(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

### **(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)**

第 6 条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下「計画等」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画等の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画等に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画等の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条）に従って実施する。

### **(利用料金等)**

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示及び曾於市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とする。提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を交付する。

2 事業所や利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けるものとする。この場合において、自動車を使用した場合の交通量は、次に定める額とする。

(1) 事業所からおおむね30キロメートル未満 無料

(2) 事業所から概ね30キロメートル以上 1,000円/回

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名若しくは記名押印を受けることとする。

### **(通常の事業の実施地域)**

第8条 通常の事業の実施地域は、曾於市全域とする。

### **(事故発生時の対応)**

第9条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### **(苦情処理)**

第10条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### **(虐待防止に関する事項)**

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを曾於市に通報するものとする。

### **(個人情報保護)**

第12条 事業所又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### **(秘密保持)**

第13条 事業所の担当職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続するものとする。

2 事業所は、担当職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

### **(業務継続計画の策定等)**

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(衛生管理等)**

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### **(運営に関する留意事項)**

第16条 事業の社会的使命を十分に認識し、常に担当職員の資質向上を図るため、事業の担当者に対し研修等の機会を設けるとともに、業務体制の整備を図るものとする。

- 2 事業所は、適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は指定介護予防支援に関する市規則で定める記録を整備し、市規則で定める日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は介護予防ケアマネジメントに関する市要綱で定める記録を整備し、市要綱で定める日から5年間保存するものとする。

### **(その他)**

第17条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、曾於市、曾於市社会福祉協議会及び事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

#### **附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。